

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊
(以下「NTT東西」という。)

2 申請年月日

平成 25 年 12 月 2 日

3 実施時期

認可後、NTT東西の準備が整い次第実施。

4 主な変更内容

(1) NTT東西のドライカップを利用して接続事業者が提供する電話サービスやDSLサービスについては、ユーザが利用を開始するに当たり、接続事業者が設定するユーザ料金に加えて、NTT東西が専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費(以下「ジャンパ工事費」(※1)という。)が発生する。

※1 NTT東西局舎内のMDF(主配線盤)同士を接続するケーブルの配線を変更する工事に係る費用。

(2) このジャンパ工事費については、

① 工事を実施したにもかかわらず、DSLサービスに特有の技術的な理由(※2)によりサービスの提供が不可能な状態(リンク未確立状態)が発生し得ることから、平成14年9月、NTT東西は、リンク未確立状態が発生した場合にジャンパ工事費をユーザに請求しないこととし、その場合に未回収料金となる費用を考慮したジャンパ工事費を設定した。

※2 ユーザ宅とNTT東西局舎間の線路距離や設備の状況により発生する信号の減衰等。

② これに対して、電話サービスのみを提供する個別事業者から、「リンク未確立状態を考慮しないジャンパ工事費」を設定するよう要望があったため、平成24年2月、NTT東西は、ドライカップ(電話サービス及び電話非重畳型DSLサービス)との接続を申し込んだ事業者を判別し、「リンク未確立状態を考慮しないジャンパ工事費を適用する機能」を接続約款に盛り込んだ。

(3) 本件は、個別事業者からの要望を踏まえ、電話重畳型DSLサービスについても、接続を申し込んだ事業者を判別し、「リンク未確立状態を考慮しないジャンパ工事費を適用する機能」の対象とするため、NTT東西が電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第33条第2項の規定に基づき、接続約款の変更認可申請を行ったものである。

5 諮問を要しない理由

本件は、従前より接続約款に「網改造料の対象となる機能」の一つとして規定されている「リンク未確立状態を考慮しないジャンパ工事費を適用する機能」について、接続事業者からの要望を踏まえ、当該網改造に係る費用負担については従前どおり接続約款に記載されている所定の算定式に基づいて計算した上で、ドライカップ(電話サービス及び電話非重畳型DSLサービス)だけでなく、電話重畳型DSLサービスにも適用できるよう接続約款の変更を行うものであるため、法第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号(平成20年9月30日)に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。

なお、平成24年2月に、ドライカップ(電話サービス及び電話非重畳型DSLサービス)に係る「リンク未確立状態を考慮しないジャンパ工事費を適用する機能」を接続約款に盛り込んだ際にも、諮問を要しない軽微な事項として認められている(平成24年2月28日総基料第41号にて認可)。